

島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）

本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」という）の対象工事である。

1 定義

- (1) 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、対象期間において、「4週8休以上」の工事のことをいう。なお、期間内に祝日、夏期休暇（土を除く3日間）、年末年始休暇（土を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は「現場閉所」として扱う。
また、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日についても「現場閉所」とする。
なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。
現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。但し、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組の趣旨を鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。

2 実施方法

- (1) 受注者は、契約後、“工期に関する特記仕様書”に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表（島根県版）」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。
- (2) 受注者は、「受注者希望型」においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」又は「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面（別紙様式1）により発注者に報告するものとする。
- (3) 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。

3 実施報告

(1) 週休2日工事

受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。

なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及びQ&Aを確認のうえ作成し、その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。

(2) 週休2日交替制工事

受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。

なお、休日取得状況表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及びQ&Aを確認のうえ作成し、その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。

4 工事費の積算及び設計変更

発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。

発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中に4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。

なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。

「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

(1) 労務単価

積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.04を乗じるものとする。（小数点以下切捨）

(2) 機械経費（賃料）

積算において使用している機械の機械経費（賃料）に補正係数1.02を乗じるものとする。（小数点以下切捨）

(3) 共通仮設費率

積算において使用している共通仮設費率に補正係数1.02を乗じるものとする。（小数3位四捨五入）

(4) 現場管理費率

積算において使用している現場管理費率に補正係数1.03を乗じるものとする。（小数3位四捨五入）

(5) 市場単価

港湾工事・漁港漁場関係工事の市場単価においては、資料1に示す補正係数を乗じるものとする。（小数点以下切捨）

港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、土木工事標準単価においては、資料2に示す現場閉所月単位の補正係数を乗じるものとするが、受注者との協議により週休2日交代制工事とした場合には、資料2に示す交代制月単位の補正係数を乗じるものとする。（小数点以下切捨）

(6) 施工パッケージ

標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、(1)により算出した労務単価を適用する。

5 履行証明書

受注者は、2 実施方法により週休2日に取り組み、4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、週休2日工事履行証明書（様式2）により、発注者に履行証明を求めることができる。

6 提出書類の虚偽

提出された休日等取得実績表、又は休日取得状況表に虚偽の記載が工事中又は工事完了後に判明した際には、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

《参考》

本特記仕様書に記載の島根県週休2日工事の施行要領等については、以下のURLから確認すること。

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sekisan/oshirasesekkei/syuukyuu2/syuukyuu2.html